

議案第36号

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第4項中「引き続いて日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第11項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項、第11項及び第12項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例第9条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鹿児島県職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。